

2025年9月13日

千成ゴルフクラブ会員の皆様

PGMプロパティーズ株式会社  
代表取締役 田中 耕太郎

## 年会費の改定および会則一部変更のお知らせ

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は当クラブに格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、近年の社会全体における物価および人件費の上昇に伴い、ゴルフ場運営にかかる費用が増加している現状を受け、経営母体である平和グループ（PGMおよびアコーディア・ゴルフ）の全クラブにおいて諸料金の見直しを実施しております。

この度当クラブにおきましても、下記のとおり年会費を改定させていただくこととなりました。併せて、会則の一部変更も行います。改定内容および変更の効力発生日は下記にてご確認いただきますようお願い申し上げます。改定内容につきましては、2025年9月12日に開催の当クラブ理事会において承認いただきましたことを申し添えます。

なお、今後も物価動向や運営コストの変動に応じて、年会費およびプレー料金を毎年見直してまいります。皆様に快適なクラブライフをご提供すべく、より一層の努力を重ねてまいりますので、何卒ご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

謹白

### 記

#### 1. 年会費の改定

2026年分より、年会費を次のとおり改定させていただきます。

会員種別	現行	改定後
正会員	33,000円	36,300円
一身専属正会員	33,000円	36,300円

※上記料金は消費税込み

#### 2. 会則一部変更

上記の改定に伴い、2026年1月1日を効力発生日として、会則別紙2「名義変更手続要項」および別紙6「諸料金一覧」の年会費を上記1. に記載のとおり変更させていただきます。

会則変更箇所につきましては、会則別紙2、別紙6の新旧対照表および改定後の会則（会則本文は改定施行日以外に変更ございません。）を同封いたしますと共に、クラブハウス内の掲示板に掲示およびホームページ上に開示いたしますので、内容をご確認下さいますようお願い申し上げます。

以上

2025年9月13日

千成ゴルフクラブ会員の皆様

千成ゴルフクラブ  
支配人 平賀 弘文

## ジュニア会員の会員権証書を不発行とする件および会則一部変更のお知らせ

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は当クラブに格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、現在会員資格を保有するジュニア会員には会員権証書を発行しておりますが、今後は会員権証書を不発行とすることとなりましたので、改定内容及び会則変更の効力発生日は、下記にてご確認いただきますようお願い申し上げます。

今回の改定内容につきましては、当クラブの理事会において承認いただきましたことを申し添えます。

謹白

### 記

#### 1. ジュニア会員の会員権証書を不発行とする理由

現在会員資格を保有するジュニア会員には会員権証書を発行しておりますが、ジュニア会員の権利は一身専属であり、会則第9条第1項（4）により、18歳になった後、最初に迎える3月31日で会員資格を喪失すること、また、会則第17条第1項により、第三者に譲渡することが出来ず、会員権を市場で売買することができないので、会員権証書を保有する必要性がございません。

以上により、ジュニア会員の会員権証書を不発行としても、不利益に変更するものではないことから、2026年1月1日以降に入会受付したジュニア会員には、会員権証書を不発行いたします。

#### 2. 会則変更

上記の変更に伴い、2026年1月1日を効力発生日として、会則別紙1-③「入会手続要項【ジュニア会員】」、別紙6「諸料金一覧」及び別紙10「退会手続要項」にジュニア会員の会員権証書を発行しない旨、退会手続時にも会員権証書の提出が不要となることを明記いたします。

会則別紙の変更箇所につきましては、会則別紙1-③、別紙6及び別紙10の新旧対照表をご確認いただきますようお願い申し上げます。

以上

本件に関するお問い合わせ先

〒324-0025

栃木県大田原市大神633

千成ゴルフクラブ 会員課

電話：0287-28-1100